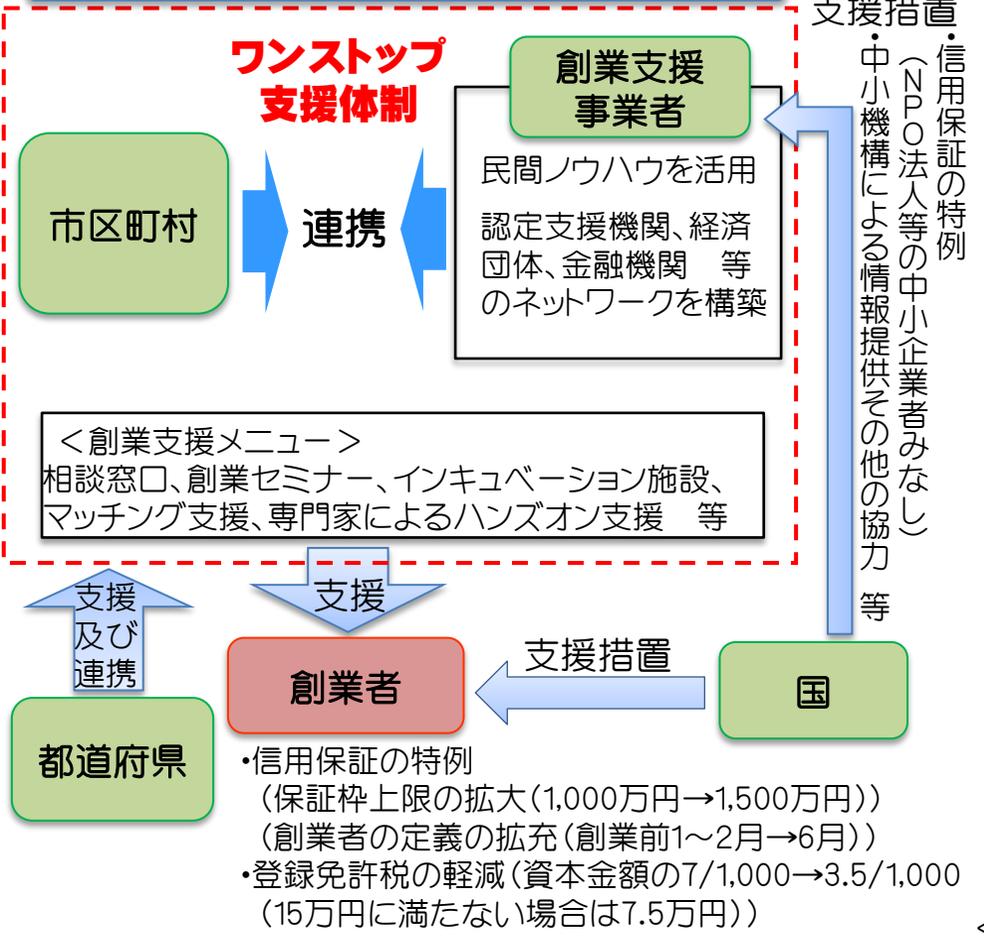


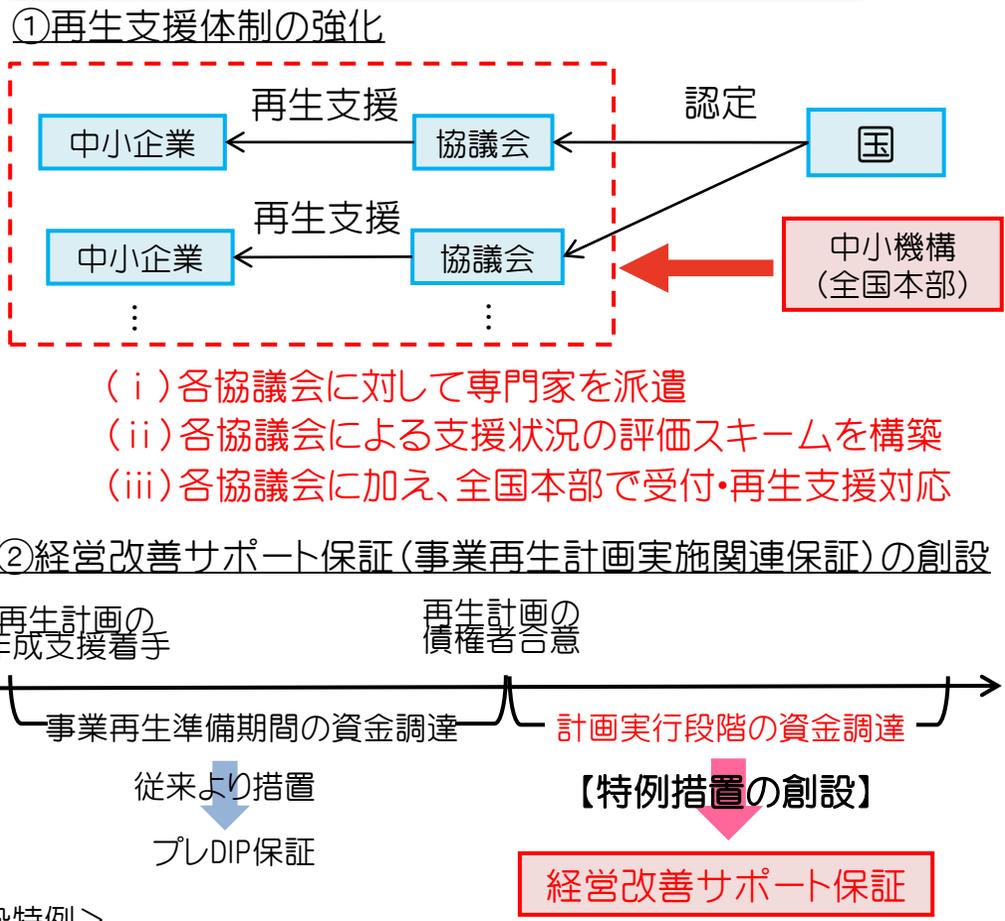
地域中小企業の創業・事業再生の支援強化

- (1)「開業率米英並み(約10%)」目標実現(現在4.5%)のため、民間ノウハウを活用したワンストップ創業支援体制を創業者の身近に整備。市区町村が民間の創業支援事業者と連携して、創業前から創業後まで一貫して支援する取組に対し、国も関係省庁が連携して全面的にサポート。
- (2)金融円滑化法利用事業者のうち、約5~6万社の経営改善・事業再生は喫緊の課題。このため、①中小企業再生支援全国本部の機能拡充による再生支援体制の強化、②経営改善・事業再生計画を実行する際の資金調達を円滑化する保証制度の創設により、中小企業・小規模事業者の経営改善・事業再生を徹底支援。

(1) 創業等の支援



(2) 中小企業の経営改善・事業再生の支援強化



<別枠特例>
 ○保証限度額:普通保険:2億円、無担保保険:8,000万円、特別小口保険:1,250万円を限度として一般保証と別枠で利用可能。

※以上の他に既存の施策として中小企業の第二会社方式による再生計画(「中小企業承継事業再生計画」)の認定に係る措置を講じる。